

經濟論叢

第139卷 第4・5号

生成期のマーケティング論(上)	近藤文男	1
電電公社民有化会計の経済的帰結(2・完).....	醍醐聰	20
多国籍企業の地理的展開における 研究活動の役割.....	ジャンカルロ・ノンニス	35
12月危機とシャハト.....	山中浩司	53
修正寄与率についての一試論.....	橋本勝	69

書評

David Reisman, <i>The Economics of Alfred Marshall</i> , Macmillan, 1986.	根井雅弘	83
--	------	----

昭和62年4・5月

京都大學經濟學會

12月危機とシャハト

山中 浩 司

「国家と政府の崩壊するに二つある。即ち、戦争に於けると拙劣なる財政に於てである。第二帝政は戦争の中に、ヴァイマル共和国は誤った財政政策によって、ヒトラーの「千年王国」はその両方で滅んだのである。」¹⁾

戦後書かれたシャハトの著書冒頭の一節である。これから私は「誤った財政政策によって自滅した」ヴァイマル共和国末期の財政上の一事件をとり上げ、当時の財政問題に対するシャハトの考えを考察したいと思う。私の関心は専らシャハトという人物にあるのだが、彼の考えを辿る上で自らそこに、シャハトを通じて見られたドイツの歴史の姿が現われるであろう。それは、客観的な歴史などでは毛頭ないが、かといって、ある観念なり思想によって裁断され、振り曲げられた歴史というわけでもないのである。シャハトという人物の関ってきた歴史、或いはその関りに於て現われたる歴史、そういうものからも我々は何程か考うべき問いを得る事があるかと思う。

既に周知の、シャハトの公的生活の経歴については今さらに述べぬ事として、彼の風貌を彷彿とさせる自伝の一節を引いて置く。彼の祖父は北フリジエの農村の出である。

「北フリジエの農村では、派手な感傷を目にすることはない。前進のための闘に明け暮れる生活は、人間に非常な紀律を求める。愛の言葉は稀である。感情は表わされるより隠される。しかし、感情を表わさぬというのは、もたぬということではない。私は妻々、世間から頑で、感情の無い人間と見られた。私を、ただ仮初に知った人たちは、皆そういう風に見ていた。彼らには、私のように表面では無愛想な男も心をもっているのだ、ということが理解でき

1) H. Schacht, 1933 *Wie eine Demokratie stirbt*, Düsseldorf 1968, S. 7.

なかった。私はこういう印象を残念に思う。しかし、それを變えることは出来ないのだ。人は自分でこしらえ上げるようにはならぬものだ—誰も長い祖先のつながりの目に見えぬ遺産を引き擡っている。』²⁾

I

さて、マルクの安定以後、シャハトの共和国の現状に対する考えの中心が、賠償問題と国及び地方の財政政策問題にあったというまでもない。そしてこの両者は密接に関係して居り別個の問題ではなかった。彼の考えと行動が、通貨問題の鎮静して後、再び世間の注目を集めたのは、1929年暮のライヒの財政危機に際してであった。1930年春の国立銀行総裁辞職はこの延長線上にある。この事件は、大連合政権の解体とブリューニングの背負い込んだ難儀を理解するに先づ注意されてしかるべきなのであるが、大恐慌とその対策の失敗の印象の強いせいもあろうか、存外に軽視されているようである。

1929年12月6日の閣議、大蔵大臣ヒルファディングは、さし迫った年末の資金需要について報告し、3.3億 RM の資金不足が生じていると述べた。同席していたシャハトは、官吏の給与支払を延期し、事態の深刻さを公けにするよう忠告したが、蔵相は、つなぎ融資をもってこれを乗り切る方針を変えなかった³⁾。所謂12月危機と呼ばれるライヒの財政危機は、この年末の国庫の欠損をどう処理するかをめぐって生じるのであるが、かかる事態は、既に、ライヒ財政の破綻を如実に表わしている。当時大蔵省予算局長を務めていたクロジック Schwerin von Krosigk は後にこう回顧している。

「私は、国庫の窮迫が日々国に重くのしかかる、そういう時代にその職務に就いた。妻々我々は、月末の給与や利子の支払を如何に行うかを知らずにいた。国家は常に破産の危機に頻していたのである。ヒルファディング、そして財政問題に関してはそれでも慧敏な識者にして辣腕家と知られたボーピッ

2) Schacht, *76 Jahre meines Lebens*, Bad Wörishofen 1953, S. 27.

3) Vgl. *Akten der Reichskanzlei*, Das Kabinett Müller II Bd. 2, bearb. v. M. Vogt, Boppard 1970, Nr. 367.

ツは、私には幻想にとりつかれているように思われた。⁴⁾

こうした財政危機に至る経緯は後に触れることとして、ともかくもヒルファディングは外国信用を宛にして、シャハトの協力を無用と考えた。これには彼の財政プログラムが関係している。ヒルファディングと大蔵省事務次官ポーピッツ Johannes Popitz の財政プログラムは、ヤングプランをめぐる政府の態度と財政改革への躊躇を激しく非難したシャハトの「ヤングプランに関する覚書」の公にされた直後、連合政党に示され、実施へと踏み出したのであるが、その眼目は、ライヒ財政の建直しと直接税の減税による経済の負担軽減という二点にあった。無論、この二つはある意味で背反する。財政再建と減税の同時進行には相応の資金を要する。大蔵省の考えていた資金源は主として四つある。財政支出、とりわけ増大する一方の失業保険への国庫よりの持出しの削減、間接税の引上げ、ヤングプランによる賠償差額、外国信用である。わけても最後の二つは、ライヒ財政にとって死活問題となっていた。

ヒルファディングは、この年の夏、税制上の特典を付した国債の予想外の売行不振を経験し、国内での信用調達を断念している。既に年頭より緊迫していた財政難を取り繕うに、大蔵省はこの年、繰り返し外国信用の調達に奔走するはめに陥っていた。その際、ヤングプランの成立がこうした信用の背骨を成していたは疑いのない事で、いうならば、大蔵省は1月のハーグ会議を待たずして、どうしてもヤングプランを成立させねばならぬ事情にあった。政府の財政改革の遅れに遅れたは、この事情による。ハーグ会議を目前にした政治危機は極力避けねばならぬという考えが、政治危機の火種となる財政改革問題の結着を後に引き延ばしていた。その内に景気は下降し、国の歳入は低下、財政難は熾烈を極むるに至る。ヒルファディングとポーピッツは、そうした事の深刻さを圧力に、連合諸政党の譲歩を求めたわけだが、このやり口は、上首尾に終わったといってよい。12月9日に示された大蔵省の財政プログラムに対して、当初は相も変わらず対立して歩み寄る気配すら見せなかった社会民主党とドイツ人民党

4) Lutz Graf Schwerin von Krosigk, *Staats Bankrott*, Göttingen 1974, S. 53.

も、ハーグ会議目前の政権解体を恐れた党内の多数派に抑えられ、13日には、国会は財政プログラムの実施について政府への信任案を可決した⁵⁾。本来ならこれにて一件落着をみるはずであったが、面倒はこの後に起った。

大蔵省は、年末の資金不足を補うため、アメリカのディロン・リード Dillon-Read と短期信用の交渉を続けていたが、半ば成立しかけていたこの交渉には、先づフランス政府が横車を押した。仏政府は、この年の10月にスウェーデンのマッチ王クロイガー Ivar Kreuger とライヒの間で交された信用供与の契約に、後にアメリカからの信用をこれと連結する件についての双方の同意を示す秘密条項のあるを知り、早くよりライヒの背負う多額の対外債務に過敏となっていた。いうまでもなく、これは振替保護条項の廃止によって開けるドイツの賠償債券の市場での売却可能性という問題につながっている。16日には、パリの在仏ドイツ大使に、アメリカに於るライヒの信用交渉に対する仏政府の異議が伝えられた。

「確かに、ここでは、単に一つの短期信用が取沙汰されているにすぎない。しかし、常のごとく、それが早晩、確定長期借入に変ることに疑いはない。周知の如く、フランスは、ヤングプランの提供する重要な利点を賠償債券流動化の可能性にみている。斯様な巨額の借入契約は、アメリカの銀行家の言に従うなら、まずもって流動化の見込を損うであろう。ましてや契約がこうした厳しい条件の下になされるなら、なおのことである。それは長期に渡ってドイツの信用を掘り崩し、賠償債券の売却を不可能にするにちがいない。」⁶⁾

ここで注意すべきは、ドイツ国家の一切の所有物と収入は第一に賠償支払の保証を成すと規定したヴェルサイユ条約の第248条で、首相ミュラーもライヒの信用調達については、賠償代理人ギルバート Parker Gilbert よりこの点に釘をさされた。今一つは、短期債務の長期債務への借換の問題であって、仏政

5) 但し、この時、社会民主党左派25人が棄権、人民党右派14人が反対、バイエルン人民党議員全員は欠席した。

Vgl. I. Maurer, *Reichsfinanzen und Große Koalition*, Bern u. Frankfurt/M 1973, S. 101.

6) *Akten der Reichskanzlei*, Nr. 397.

府の指摘通り、ディロン・リードとの契約には長期信用への切替を認める条項が存在し、大蔵大臣もこれを認めたのである⁷⁾。抑、累積する短期債務を長期債務によって整理し、当面の財政危機を回避し、財政改革実施の余地を残すというのが大蔵省の目論見であった。

一方で、政府は国立銀行総裁シャハトにこの件について大蔵省に協力するよう求めていた。シャハトは、12日のミュラーとの話合で、政府の信用調達については依然中立の立場を変えぬと語ったが、その意味するところはこうである。私は問われなければ何も言うまい。しかし、もし私の意見が求められるなら、国立銀行としては、政府の信用を受ける条件は翌予算年度内に5億 RM の償却基金が保証されることだ、と言うだろう⁸⁾。この額は後に少し値切られるのであるが、ともかくシャハトはこの条件の容れられるまで協力を拒んだ。償却基金の法的設置については、すでに大蔵省の財政プログラムの第14項にその提議があったが、これを即座に具体化して翌年度の予算を困難にする気は政府にはなかった。閣僚たちは一様に、そんな事は時間的にも、連合政党の事情からしても不可能だという。経済の負担軽減ということで大蔵省の案に歩み寄った人民党もこれに困惑した。事務次官のピュンダー Hermann Pünder も13日にシャハトに会っている。ピュンダーの言うに、さような巨額のドイツ経済からの汲み出しは、彼の考えでも責任を負いかねるものです。経済に可能な限りの負担軽減を作る事が肝要なので、それによって序々に資本を形成し、累積した債務を少しずつ返済していくことができるのです、云々⁹⁾。次いで、16日には、大統領がシャハトの説得に赴いたがこれまた手ぶらで引き揚げねばならなかった。同日、ドイツ人民党のホッフ Curt Hoff は、議員団長会議に出席したシャハトに向って、政府の減税プログラムが一年延期された場合—シャハトの協力条件の容れられる時、当然に招来される事態であるが—、起り得る結果についてあれこれ述べた後、経済は希望によって生きている、もしこの希望の失せ

7) *Ebenda*, Nr. 390.

8) *Ebenda*, Nr. 378.

9) *Ebenda*, Nr. 379.

るなら経済はお終いである、と結んだ。シャハトの答えて曰く、私の考えによれば、ドイツ経済のよりよき時代への希望というものは、ただ先づもう一度、一年間を国の財政再建に費す時のみ確かなものとなるのです。もし今、断乎たる一步が踏み出されないならば、何れ突然の崩壊の来ることでしょう¹⁰⁾。

シャハトの強硬な姿勢にはどういう意味があるかについては、後で見るであろう。18日のミュラーとギルバートの話合は、この方でも、シャハトの協力がライヒの信用受容に不可欠との念を押しした¹¹⁾。ハーグ会議目前の賠償代理人と仏政府の発言の重要性を考えるなら、これで事は決したと行って過言でない。19日の閣議ではこれが大きく物を言った上、信用に参加を予定していたドイツ側の銀行団が態度を翻し、ディロン・リードもドイツ国内の対立に巻き込まれるのを恐れて消極的になった。ミュラーは遂にアメリカでの信用調達を断念し、即、シャハトの協力条件の具体化へ転じた。時間的に不可能と言われた法案は、この日の午後には作成され、クリスマス休暇直前に国会を通過した。大連合政権成立以来、かつてみぬ速やかな連合政党の一致という皮肉な結果である。慌しい事の成行を拱手傍観せざるをえなかった大蔵省の威信は失墜し、ヒルファディングとポーピッツの辞任を求むる声は三方より押し寄せた。元々ビール税の引上と財政の中央集権化に反対していたバイエルン人民党は国会での信任投票に於ても議員全員が棄権した位であるから、この気に大蔵大臣と事務次官の辞任を求めて不思議はない。財政政策に於ける社会民主党勢力の一扫を望むドイツ人民党がこれに歩調を合せた。他方閣内では、財政改革にシャハトの協力を不可欠とみる関係、事務次官がその障害をなすヒルファディング、ポーピッツの更迭を首相にせまり、ミュラーもこれを斥くこと能わず、ポーピッツに続いて21日ヒルファディングも職を辞した¹²⁾。この事情については、今少し、社

10) *Ebenda*, Nr. 390.

11) *Ebenda*, Nr. 391.

12) ヒルファディングとポーピッツの退陣問題については、Vgl. H. Dieckmann, *Johannes Popitz*, Berlin 1960, S. 132; B. Weisbrod, *Schwerindustrie in der Weimarer Republik*, Wuppertal 1978, S. 469; *Akten der Reichskanzlei*, Nr. 398; H. Punder, *Politik in der Reichskanzlei*, hrsg. v. T. Vogelsang, Stuttgart 1961, S. 34.

会民主党内でのヒルファディングの立場も考慮せねばならない。

依然、党の理論的指導者とみなされていたとはいえ、ヒルファディングの党内での立場は、その財政政策によって少からず孤立に陥っていたはずである。既に、失業保険制度の改訂をめぐる度重なる労働者との対立から、党内の左派や労働組合からはその政策への不満が高まっていた。失業保険の赤字補填は、ライヒ財政の焦眉の問題であったが、元来失業者数80万人を基準として建てられたこの制度の根本的改革には、社会民主党は全く妥協の余地を示さず、この年の二月の党大会で、失業保険に手がつけられるなら、その時には「党と国家は二つであるが、党と組合は一つである」¹³⁾と意気を揚げた、その姿勢を持ち堪えていた。後に、これをめぐって社会民主党が連合政権を離脱した時に、ヒルファディングがこれを致命的な誤りと考えたはよく知られている。この点でも、彼は、かつて左翼勢力よりさんざ攻撃されたポーピッツと意を同じうし、失業保険制度のライヒ財政からの完全な独立を必至とみて、社会民主党の党是から遊離していたのであるが、加えて、大衆課税の強化と直接税の引下への固執が、反対派との距離をさらに拡げる結果となった。直接に彼の名こそ挙げぬとはいえ、例えば、12月17日のベルリン組合役員大会では、「今や、連合ということが問題なのではない。我々の閣僚たちが労働者とともにあるのか、それとも右翼とともにあるのか、それが問題なのだ」といった激しい非難も表に現われた¹⁴⁾。そういう社会民主党内の事情は、シャハトに対する彼らの複雑な態度にも表れている。償却基金に関する法、所謂シャハト法の成立は、彼らの大臣の首を飛ばしたのであるが、20日のフォアヴェルツは、諸手をあげてこれを歓迎した。国庫と予算の健全化が減税に優先さるべきことは、社会民主党の年来の主張であり、これでブルジョア的減税政策は葬り去られた云々と、一体に誰が減税のプログラムを作ったのかという事に頼被したこの無責任な言い方は、

13) F. Stampfer, *Parteiagsprotokolle 1929*, S. 174 nach H. Timm, *Die deutsche Sozialpolitik und der Bruch der Großen Koalition im März 1930*, Düsseldorf 1952, S. 185.

14) Löwenstein の発言。Vorwärts 17. Dez. 1929; vgl. "Die Gewerkschaften warnen": in Vorwärts 14. Dz. 1929.

当時の気概に欠けた政治状況をよく映している。それ故、党内の反対派カイル Wilhelm Keil をはじめとして、社会民主党内の左派に属する人々は、むしろシャハトの介入を歓迎していたと考えてよい¹⁵⁾。階級政党という露骨な社会民主党の性格は、政権を担当するに著しい障害をなすはいうまでもないが、政策面に於けるこの性格の払拭という試みとしては、ヒルファディングの財政政策は意義あるものとなる。但し、現実には彼の思いとは逆の方向へ動いたのである。

II

さて、話をシャハトに戻し、本題に入らねばならない。この事件でのシャハトの強引ともいえる駆引の背後には、非常に様々な問題がひしめいている。先づ外国信用から始めよう。

マルクの安定化という彼を世に知らしめた最初の仕事は、経済の信用構造に深く関っている。インフレーションの招来した最も忌むべき結果は、信用制度の解体と投機の横行であるが、戦争によって麻痺したドイツ経済を再び駆動するのに必要なものは第一に信用である。あらゆる面に於て、ドイツはその生産力を稼働させる資本を欠いていた。インフレ終熄後のドイツの金融機関に存在した資金量は、戦前の僅か十分の一に過ぎぬ¹⁶⁾。極端なるインフレーション鎮静化は、信用機構の回復を目的としていたので、1924年以降、諸外国の資本が大量にドイツに流入したという事態は、シャハトの思惑を外れた事ではない。但し、これは程度の問題であって、過大な外国資本の流入は、別の問題を惹き起す。短期信用の過大な流入は、経済の安定性を損い、常に火薬庫を抱え込むも同様となる。長期信用ととも、ドイツ経済の海外資本市場への依存を解消するわけではない。加えて、巨額の外国信用の流入は、それ自体、大きなインフレ圧力である。インフレーションは、ドイツ経済の対外的信用を掘り崩すので、

15) W. Keil, *Erlebnisse eines Sozialdemokraten*, Stuttgart 1947, Bd. 2, SS. 361.

16) Schacht, *Stabilisierung der Mark*, Stuttgart 1927, S. 144.

経済の駆動に必要な信用を持続的に調達するには、国立銀行はその信用を制限し、インフレ抑制策を続けねばならない。そして、それはさらに、外国信用の流入に拍車をかける事になるだろうが、当時のドイツでは、こうした事情に賠償金の外貨への振替と国及び地方財政に於ける対外債務の累増という事が関係し、事を一層煩雑にしている。先づ、賠償金の振替問題についていうなら、1924年に成立したドーズプランは、振替保護の条項をもって、マルクの安定を期していた。年々の巨額の賠償金の外貨への振替は、マルクの安定を脅す大なる要因であるが、この点でドーズプランの基本的考えは、ドイツは賠償金をその生産余剰、つまり輸出の超過分をもって支払うべきとしている。これを保証するのが、振替保護であって、賠償金の外貨への振替がマルクの価値を著しく損う場合、振替は一時停止され、さらにそうした事態が続けば、賠償金額そのものの妥当性が問われるはずであった。もし、ドイツが巨額の外国信用を年々受けていなければ、これはすぐにでも適用されえたであろう。ドイツの輸出は、その最盛期に於てすら、大幅な輸出超過を示すことはなかったのであるから。ところが、外国資本の流入で、これを相殺したので、政治的な負物は、年々商業的対外債務へ姿を変え、これによって振替保護は有名無実の保証となった。反面、賠償金の国内での徴集は、外国信用の流入によって生じるインフレ圧力を弱め、国立銀行の信用制限政策と相俟って、マルク安定の因をなしていた。こうして見かけ上の経済の安定が生れたのであるが、シャハトも、外国信用が専らドイツ経済の生産力拡大に使用され、序々に見かけ上の安定が真の安定へと移行する見込みのある限り、こうした均衡を認めたのである。が、実際には外国信用の相当部分は国と地方の公共支出に回って居り、これが彼の意図せざる事態であった。例えば、プロイセンとバイエルンは、その信用の半ばを外国に頼っていたし、市町村に至っては、債務の6割は対外債務で、加えて、国内の金融機関を経由して間接的に流入する外国信用がある¹⁷⁾。これらの信用は、住宅、交通、公共施設の建設や改修に用いられたようであるが、シャハトは、戦争によ

17) Vgl. Maurer, *op. cit.*, S. 18.

って貧乏国となったドイツが、借金をもってそうしたものを建てるのは贅沢かつ不生産的だと攻撃した。これに対して、こうした公共支出が、一面で安定恐慌を緩和していたのだという議論があり、これは無論正しい。シャハトも当初これを認めていたが、その規模の拡大するにつれて不満は高まった。その上に、公共支出の拡大は、本来なら、輸出増進への刺激となるべき賠償金支払によるデフレ圧力を著しく弱めるばかりか、そのインフレ圧力は、国立銀行をして信用制限の解除を不可能ならしめている。つまり、ドイツの陥っている見かけ上の安定状態から、自立した安定へ移行するに、輸出の増進は不可欠の課題であるが、公共支出の拡大はこうした移行を阻害しているのである。その行き着く先はといえば、対外債務が累増し、ドイツの対外的信用の低下につれて外国信用の条件は厳しくなり、これとともに国や地方の背負い込んだ対外債務の費用がドイツ経済の国際的競争力を圧迫し、事態はシャハトや大方の政策担当者の思惑とは逆へ進む事となる。こういう状態で、賠償金支払が続行されるという事は、ドイツにとっても、債権国にとっても非常に危険であるとシャハトは考えている。代価なしの政治的貢物を停止することと、破局に至ってドイツが商業的債務に変貌した賠償金の債務不履行に至ることの、世界経済にとっての影響の甚大さを比較せよというのである。そこで、シャハトは、自ら署名したヤングプランの受容の条件として、対外的にはドイツの原料供給基地と輸出市場が確保される事、国内では財政改革が実施されることを挙げるのである。ところが、ドイツ政府は、そのような条件をもち出してこのプランの成立を脅す気はなく、前述の如く、どうでもヤングプランを成立させねばならぬ財政的事情を抱えていた。つまり、財政改革の実施が、ヤングプラン受容の前提条件をなすというシャハトの考えは、ヤングプランの成立が財政改革の前提となるという事実上政府が陥っていた事態と衝突したのである。

国と地方の財政に於ける債務の累増に対するシャハトの警告は、景気の下降による税収の低下の中で財政危機として現実のものとなる。ライヒの財政危機と時を同じくしてベルリン市は12日に支払不能に陥った。シャハトはここでも、

ベルリン市の外国信用受容を認めず、古巣の民主党から激しい非難を浴びている¹⁸⁾。そこで、シャハトのこうした強硬な姿勢の意図が、インフレ終熄後の国と地方の財政政策の根本的転換にあったは疑いないとすれば、考うべき事は二つある。即ち、ブリューニングの政策路線との関係と、シャハトの要求の現実性についてである。

いうまでもなく、12月危機の中でのシャハト法の成立は、ライヒ財政政策の重大な転換点をなしている。この法律の、事態の強制を伴っているとはいえ、速やかな連合政党の一致をもって成立したということ、わけても対立の源たる社会民主党左派とドイツ人民党右派がこれを支持したということは、以後の財政政策の基本目標に、財政再建が第一の優先課題として定着した事を意味している。ブリューニングの政策は基本的には、この合意の上に立っていた。それでは、ブリューニングのデフレ政策がそのままシャハトの考える政策路線であったかという、必ずしもそうではないのである。

1925年以降の国と地方の財政が事実上インフレ政策であった事は先にみた通りである。ライヒ予算は、この期間、厳密にみれば一度たりとも均衡した事はなかった。公共支出の拡大によるインフレ圧力は、賠償金の国内での徴集と国立銀行の信用制限策によって食い止められていた。これが破綻をきたした1929年に、猶この政策を継続するよう主張する政治勢力は存在しない。また今日に於ても、この時期に公共投資の拡大を可能と考える研究者はいないようである。この事態は、1931年夏のフーバーモラトリウムによる賠償支払の停止と、完全な外貨統制の実施に至るまで変らない¹⁹⁾。つまり、1931年の夏までは、恐慌に対する反循環政策はとりえないということである。これには、ヤングプラン受容の際にドイツ政府が振替保護を放棄した事が無論影響している。しかし、何よりもドイツ経済が外国信用に依存しているということがマルクの安定を是が非でも堅持せねばならぬ事情である。完全な外貨統制を欠いた状態で、マルク

18) *Vossische Zeitung* 17. Dez. 1929.

19) Schacht, 1933, S. 78.

の流通量が増大すれば、たとえその増大が生産の増加に見合っていたにせよ、マルク価値の下落は生ずるであろう。従って、振替保護が適用されず、依然行われている賠償金の振替によるマルク価値の動揺を抑えるには、外国信用と財政均衡が必要であった。それで、ブリューニングの景気刺激策は専ら外国信用の調達に終始したのである。つまり、ブリューニングの政策路線は、1929年12月の政策転換の方向へ進んだとはいえ、結果的には、それは、シャハトよりもむしろヒルファディングの政策路線に近づいたのである。ブリューニングは、1930年10月と1931年1月の二度に渡り、巨額の対外債務を背負い込み、シャハトはこれを、社会民主党の財政政策の犯したよりさらに大規模な基本的誤りを犯したと非難している²⁰⁾。これを要するに、大統領の非常大権をもってしても、外国信用に頼らぬ財政の再建が当時如何に困難であったかを示すものである。

ちなみに失業問題についていうならば、これが財政問題に代って大きな意味を持ち始めるのは、1931年5月の金融恐慌以後の事であるし、インフレ政策が失業者数を有効に引き下げの力のあることは、当時でも経験上周知のことであった。ドイツは既に1924年にその顕著な例を体験している²¹⁾。故に、ここでは当事者の無知が問題なのではない。複雑な事情を調整しながらそれを実施する技術的困難と、予測し難い景気の動向、それに金融恐慌という突発事が大きく物を言っているのである。

そこで話をシャハトの要求にもどせば、外国信用抜きの財政再建が下降する景気の中で実現の見込みを失っていた事、或いは、シャハト法によって決められた4.5億 RM の債務償却では、とても財政の健全化にはならぬ事は、研究者も指摘しており²²⁾、そういうことから、シャハトの姿勢の背後に、例えば社会民主党の政権への悪意であるとか、自己顯示欲であるとかを見る向きも生じるのである²³⁾。

20) Schacht, *Das Ende der Reparationen*, Oldenburg 1931, S. 156-7.

21) Schacht, *Stabilisierung*, S. 114.

22) Maurer, *op. cit.*, S. 104.

23) Vgl. *Ebenda*, S. 104; H. Müller, *Die Zentralbank*, Opladen 1973, S. 99.

私はこういう見方に与する者ではないが、シャハトの財政に対する態度が純粋な経済合理性によって尽されるとも考えぬ。エーベルト Friedrich Ebert や ミュラーに対する個人的な敬意やマルクの安定化に際しての社会民主党との協力にもかかわらず、シャハトの同党に対する攻撃は個々の政治や経済の問題に止らず、著しく思想的な或いは道徳的な面にまで及んでいる事は争えぬ。決して独創的でもなければ、理論的に整序されてもいないその断片的な批判の綿密な分析や総合に、何程か意味があろうとは思わぬが、少なくとも、この頑固な行動家にヴァイマル共和国の後期の発展と社会民主党の努力がどのように映じていたかを考える必要はある。

シャハトは、社会政策の拡大による公共支出の膨張や官僚制の肥大化、或いは政治的賃金の出現の如き国家の経済への介入、こういった傾向を、集団主義的、社会民主的、或いはマルクス主義的などと呼んで、暗にこれらの傾向と一つの主義思潮の因果を示唆している。彼の批判は、無論、その重点を経済面に、つまり、戦争によって疲弊したドイツ経済がそんな負担に耐えうるかという問いに置いているが、そういう問いの激しさを増すにつれて問題の道徳的側面も浮上してくる。例えば、

「民主主義と社会主義の努力が正当と思われる限り、それは、自らを救うこと能わぬ、或いは、我々よりもその点で不遇なる人々を援助しようという願望や隣人愛の感情に発している。そうした感情は正しく、また必要でもある。しかしながら、こうした倫理的義務感は、もし我々があらゆる慈善行為を、それで給与を得る職員や巨大な徴税と管理の機構によって強制的に実施しようとするなら、その価値を損うことになろう。(中略)弱者や援助を必要とする人々への顧慮は、今日もはや各人の人間的義務とは思われなくなっている。それは税金によって賄われる官庁の仕事となった。政治は終に、各々の市民のあらゆる人間的つながりを引き裂くに至る。」²⁴⁾

或いは、

24) Schacht, *Grundsätze deutscher Wirtschaftspolitik*, Oldenburg 1932, S. 33.

「もはや、誰も、人間と人間の相互の扶助の義務をもち出すこともなく、誰もがいくつもの項目に分れた契約や法律を背にしている。」²⁵⁾

ヴァイマル共和国の現実が実際にこういうものかどうか、或いはシャハトの批判が何か現実的に説得力をもつものかどうか、これは又別の問題であり、それなりに考うべきことではあるが、ここではやはり社会民主党の進み方と彼の考えの懸隔の如何に甚だしいかをみる必要がある。一見、それほど大きな隔りをもたぬように見えるヒルファディングの財政政策も、その目ざす所を見れば大変な違いである。経済と社会に対する国家の介入、様々な分野での組織化と官僚機構の整備、そして組織された集団の影響力の政治権力への浸透。労働者層の経済的利害に抱泥せぬヒルファディングさえ、こうした傾向に疑念を抱いてはいない。もっとも、彼は、大衆を説得する単純な図式主義が、逆に政治家の行動の軛をなすという大衆政党のディレンマをよく承知してはいたが²⁶⁾。

シャハトは、各人の活動や自発性を非常に重視したが、個人の利益、尊厳を何物にも優るべしとする考えからは遠い所にいた。従ってシャハトの個人主義などという言葉は徒らに誤解を招くだけである。

「資本主義と社会主義は従って決して対立すべきものではない。それらは経済社会生活の互いに補い合う要素である。いかなる社会主義経済も資本主義的経済制度の使用なしには考えられぬし、またいかなる資本主義経済も様々な経済階級間の社会主義的均等を欠くことは出来ぬ。こうした均等は、しかし、マルクス主義、ボルシェヴィズム、或いは類似の政治教義の図式的な適用に於て生れうるものではない。そうではなく、全体の幸福を個人の利益の上位に据える、そういう宗教的国民的心志の教育によってのみ生れるのである。」²⁷⁾

シャハトの議論は一見すると矛盾しているかに見える。しかし彼は、矛盾は

25) *Ebenda*, S. 35.

26) R. Hilferding, *Die Aufgaben der Sozialdemokratie in der Republik*; in *Zwischen den Stühlen*, hrsg v. C. Stephan, Berlin 1982; S. 218.

27) Schacht, *Grundsätze*, S. 24.

むしろ合理的論理の方にあると考えるだろう。もしも彼が、国民全体の幸福とは、合理的なる制度や法律によって強制的に配慮され保証された生活にあるというなら、無論、社会民主党の努力は、その財政上の問題点を考慮するにしても評価されてしかるべきである。ところが彼はそんな風には考えていないようだ。極端な話が、彼にとっては、弱者が実際に救われるかどうかよりも、救おうという道徳的義務感の方が重要なのである。生活が改善されるか否かよりも、改善しようとする意志が先づ問題なのである。責任倫理を放棄するという事ではない。人間の行為が、制度や法律や技術の機械的運用の中に解体される危機をいうのである。経済的には文句なく復興に成功した戦後の西ドイツに対して、思いがけず激しい批判の彼より聞かれる所以である。

「我々は既に、物質的利害闘争という古い合理主義思考に再び落ち込んでいる。罷業の圧力の下での賃金闘争は日常事である。政治的対立は根拠によらず、示威行為をもって決着される。学校の授業や学問は精神的な昂揚ではなく、専ら実利的有用性を目ざしている。生活の喜びは創造されることなく、技術によって供与される。欲求は内的な要求より成長せずして、組織的な広告によって押しつけられる。教会と芸術はもはや魂の徳化に努めず、流行の習慣や気まぐれな愚行を助長している。自由、人間性、平和、民主主義、こうした概念はその内容を奪われ、単なる唱文句となる。」²⁸⁾

「我々の文明はかくも巨大な進歩を遂げたが、文化は一向に向上しては居らぬ。物質との闘争に勝ち誇り、悟性は勝利したが、我々の魂はそれでやつれてしまった。」²⁹⁾

忽論、こういう考えが直接に財政政策上の議論につながるわけではない。つながらぬからこそ、カイルのような凡そその考えを全く異にする人間すらシャハトを正当と見做しうるのであるが、もし事を財政の再建に関する技術合理的な問題に限らず、彼の社会民主党に対する悪意であるとか、世間に対する自己

28) Schacht, 1933, S. 161.

29) Schacht, 76 Jahre S. 561.

顯示欲であるとか、或いは特定の社会集団の利害であるとか、そういう類のものを彼の行為にみようとすれば、その前に、一体に彼が何をどう感じていたか、今少し慎重に取り扱う必要があるだろう。恐らく上にあげたわずかの例はその一部分に過ぎまい。この問いの向う所、やがて登場するヒトラーと国民社会主義がどんな魅力をもって彼の前に現われるか、或いはそれがどんな幻滅へと変貌するに至るか、そういう事も浮んでくるであろう。ともあれ、財政問題の深刻の度の増すにつれて、それが単なる財政問題に止り難くなるのは確かだ、財政の健全化に要する費用を一体誰が負担するかという問いが、様々な社会層の利害関心を惹きつけ、抑、政権の態をなしているかどうかも疑わしい大連合政権の解体の因をなした事もその一端ではある。しかしながら、他方では、集団にせよ個人にせよ、利害関心や権力野心以外によって動かされることもある。財政問題に対する態度が広くその人の道徳や生活意識に根を張り、それが時に表に現われる。その是非はともかく、そういう事も、一つの財政上の事件についてすら考え合せねばならぬのではなからうか。